

Title	立憲工場論
Sub Title	
Author	星野, 勉三
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.5 (1910. 11) ,p.538(38)- 548(48)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19101100-0038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

立憲工場論

星野 勉 三

題して立憲工場論と云ふ用語の新奇なるが爲めに讀者或は通讀に先だちて何んの概念をも喚起し得ざるの嫌なきにあらずと雖も、略言すれば工場主が職工を使用するに當たり、恰も往古の專政君主が其臣下に對するが如く、知らしめずして只依らしむるの主義は時勢に適せざる經營法にして、將來は職工にも相當の權限を附與し、恰も立憲國民が參政權を有するが如くならしめざる可からざる所以を論せんと欲するなり。

工業が其生存を維持し並びに其勢力を擴張せんとせば、進んで競争を行はざる可からざるは勿論にして、此競争は分ちて二となすことを得可く、一は外に對する同業者間の競争にして、他は内に於ける雇主雇人間の競争なり。

對外競争は只に工業界なる經濟界に於てのみならず又政治界に於て其甚だしきを見るなり、即ち近世國家が如何に相互に激烈なる競争をなしつゝあるやは

て説明を要せざる現象にして、例へば歐洲に於ては、小國の分立せる時代に當たりてこそ其競争も頗る小規模なりしが、漸次小邦が聯合して茲に大國家を現出するや、其競争も亦大規模となり、且つ激烈の度を増加したるは各國軍事費の増加を見るも亦容易に之を知り得可きなり、而して此種の競争たるや大國の現出によりて益々其範圍の膨脹したることは今之を述べたりとして、其範圍を極端に膨脹すれば遂に世界は一團となるが故に、競争は自から已む可しと雖も、世界の統一は不可なるが故に此對外的競争も亦之を除くの道なしと云ふ可し。

近世の工業は又右に述べたるが如き對外的競争をなし、其經過は又政治界に於けると同様の傾向を呈しつゝあるなり、抑も工業の對外的競争とは工業者相互間の競争、即ち同業者間の競争にして、此種の競争は恰も政界に於けるが如く工業生産の規模小なりし時代に於ては又敢て甚だしからざりしと雖も、現今の如く其規模の擴張して、單獨經營は益々倒れ之に代はりて會社的經營の生ずるあり、加之ならず數會社を聯合したる合同起業の行はるゝに至りては、其規模は膨脹し且つ激甚を加へつゝあること又先きに述べたる政界の現象と異なる所なきなり、而して

40 此種の競争は之を除き、工業者をして安んじて其業に就かしむるの道ありやと云ふに、合同起業が極端に膨脹して全世界の同業を盡く網羅するにあらざれば又能はざるなり、故に此の如き同業者間の競争は益々激烈となるのみにして到底除却の道なきものなりと云ふ可し。

以上對外競争上の類似に付て述べ終りたりとして以下政治界と工業界とに於ける對内競争に付て述べんに、君主と臣民との關係なるものは、其人智の發達せざる時代に於ては君主は生殺與奪の權を有し、國內の智識と資本とは皆其下に集まりて、民衆は智識なく資産なく只君主の爲めに動くに過ぎざりしが、國民の覺醒と共に到底此の如き專制的狀態を維持するに由なく、茲に君主と臣民との衝突を生じて遂には佛國革命の如きものをさへ生ずるに至れるなり、然れども天下の大勢は未だ共和政を容る可からず、去りて專制君主政體も亦之を維持す可からざるが故に茲に此兩者を折衷し立憲君主政體を設けて漸く其の主張を調和することを得たりしなり、されば政治史は君主臣民間の競争は遂に調和し得る道あることを教ゆるなり。

今工業上の對内競争を之と比較せんに、工場主を以て君主に當たり、職工を以て臣民に當たるものなりとして、嘗て職工の教育甚だ不充分にして愚鈍の境を脱せず、又其生活程度も頗る低くして工場主とは全然別種の間人たりし時代に於ては、職工は只主人に依頼するのみにして工場経営法は頗る專政的なりしも、漸次彼等の智識増進し且つ大工場に集合するの結果として其勢力の大なるを感ずるや、茲に雇主の勢力を削りて自黨の夫れを擴張せんとする運動を生じ、其甚だしきに至りては全然雇主なる階級を倒し生産の資料を社會の有に歸せしめんとする社會黨をすら生じて、恰も政治上の共和黨の如き觀を呈するに至れるなり、而して此兩階級間の競争は如何にして之を調和す可きやと云ふに、政界に於ては既に立憲君主制の設立によりて之を行ひ得たるが如く、工業界に於ても亦之と等しき方法を採用して其調和を計るべきものなり。

尤も頗る慈善的思想を有する工場主に至たりては、只に労働者を優待して其幸福を増進す可き種々の設備を行ふに止まらず、遂に彼等を株主となし、之と共同して經營を行ふ者ありと雖も、之れ共和政治に類するものにして、此政體が民智頗

42
る發達して充分に參政の能力を有する場合にあらずんば却て危険なるが如く職工の智識頗る進歩して殆んど雇主と比肩し得る場合にあらずんば推薦し能はざる方法なり、故に現今之を行ふ者なきにしもあらずと雖も、特に之を實行するに有利なる條件の存する工場に於ては兎も角も、然らずんば遂に失敗に歸して雇主の損失となるや又明なりと云ふ可し。

共和的工場經營法は只に現今の狀態に於て不可能なるのみならず、又假りに之を實行したりとするも其效果は甚だ少なる可し、即ち此共和組織の特色を發揮して、雇人をして其雇主と共同の利害を感せしめんと欲せば、彼等をして頗る多數の株式を所有せしめざる可からず、而して雇人が其賃銀の一部を割きて之を買入るゝものとなせば、彼等は賃銀の餘裕頗る少なきが故に、到底多數の株式を否小數の株式をも買入るゝこと能はず、然らば雇主は賃銀は普通に拂渡して、益暮等の賞典を與ふるに際し、金錢を以てせずして株式を以て之を與ふ可きやと云ふに、勞働者の賞與の如きは頗る小額なる可きが故に、之れ位の持株にては到底充分に利害を感ずるに足らず、去りとして多數の株式を與へんとせば、之れ經濟の動機より來

たるにあらずして寧ろ慈善的行爲なりと云ふ可し、且つ此の如き制度を辯護する者は雇人が事業の經營に利害を感ずるが爲めに自から勉勵するのみならず、又よく其同輩を監督す可しと云ふと云へども、彼等は自分一人怠惰なるも事業の利益を減ずるものにあらざるが故に、株主となりたりとて敢て特に勉勵せずと云ふを以て當れりなす可し、加之ならず事業が順調に進行すれば兎も角も其損失を蒙むるに當たりては雇人の迷惑之れに過ぐるものなかる可し、之れ雇主は利益を得んが爲めに經營を行ふ者なれば利益なしとて敢て生計の困難を感せざれども、雇人は生計の資料を得んが爲めに雇はるゝものなれば、事業失敗の結果株式の下落するあらんか其小なる財産の大部分を蕩盡するの結果に歸着す可く、我日本醬油株式會社の雇人が此の如き打撃を被れりとは現今専ら新聞紙の報ずる所なり、故に此の如き共和政は雇人の智識充分に進歩し、且つ其資産に充分に餘裕ある場合にあらずんば實行し難き所にして、此の如き狀態の現出は又頗る遠き將來に屬するものなりと云ふ可し。

專政的及び共和的工場經營法の不可なるは之を見たりとして、扱て立憲的經營

44 法は如何にして之を行ふ可きやと云ふに、先づ工場主を以て君主に相當するものとなし、其君主が外に對して條約を締結し又は宣戰媾和の權能を有するが如く、同業者に對する競争は其專斷にて之を行ひ其損益は一切自身にて負擔すと雖も、其内治即ち工場内部の經營に關しては恰も君主が議會の協賛を経るを要するが如く、工場主は雇人の選出せる委員と協議して萬事を所決す可きものとす可し、之れ工場の經營なるものは場主一個人の利益の爲めに之を行ふものにあらずして、雇主雇人共に利益を享受す可きものなるが故に、此兩者が協議を行ふは又頗る理論に適したる方法なりと云ふ可し、故に此方法を行はば兩者の意思は容易に疏通し、誤解等を生じて無益なる恨聲を發することなきに至るべし。

此の如く協議を行ふに當たりては、之れ只協議に過ぎざるが故に互に相手方の申分を承認するの義務あるものにあらず、例へば雇主が不法に労働時間の延長を試み、又は雇人が不法に賃銀の引上を請求するが如き場合に於ては雇人の之を欲せざる時は隨意に辭任す可く、又雇主が之を欲せざる時は拒否權を行使すべきものなり、之れ近世起業の主體は雇主にして彼等は損益共に盡く之を負擔するものなるが故に其雇人の勝手なる申分を盡く承諾するに於ては又物質上の大打撃を蒙むる恐れあればあり。

扱て雇主と雇人とが協議するに當たりて、雇主は決して雇人側の事情換言すれば民間の事情に精通するものなりと云ふ可からず、故に茲に之を輔佐して事實の説明を爲す國務大臣に相當する者を要す可し、此種の者は之を永年使用せる手代等の中より選任するを最も適當となす可く、此等の者は議決の數に加はらざれども、若し之を加へて雇主の勢力を張らんとせば彼等の地位は恰も勅選議員の夫れに相當するものなる可し、然れども彼等も亦雇人の一部なるが故に成る可く此の如き地位を與へて雇主の味方となすことをなさず、理想としては此の如き階級を作らず、彼等も亦雇人黨に加へ其交渉に際しては一方に雇主のみを置き、他方に雇人全體を置くを以て宜しとす。

雇人が其議員に相當す可き委員を選出するに當たりて、其選舉資格を如何に定む可きかと云ふに之れは一定年以上其工場に在勤せるものとなす可きなり、然らずんば忽ち來り忽ち去るが如き人物をして雇人全體の利害に關する重大事項に

46 容喙せしむるの恐れあればなり、而して普通の事項は此所謂議員と雇主との間に於て決すと雖も、其特に重大なる事項例へば賃銀の上下の如き又は多數の解任の如き議事を行ふに當たりては、又雇人全體を召集し之と協議するは、不平を除く頗る有力なる方法なりと云ふ可し。

此の如く雇主にして命令的態度を捨て交譲妥協の精神を以て事に當たるに於ては、賃銀の協定の如きは容易に之を行ふことを得可く、又労働時間減少の實行の如きも比較的容易なりと云ふ可し、之れ労働時間の長きは必ずしも多く生産する義にあらす、其短縮は又生産の効果を減ずる所以にもあらずして、要は只熱心に之を爲すや否やにあるなり、さればツァイス眼鏡工場のアッペ博士は之を其工場に試み、初め労働時間平均十一時間四分の三なりしものを漸次九時間に短縮して前同様の効果を見たり、而して其後之を八時間に減じて而も尙前と同額の生産を行ひ得るや否やを職工に問ひたるに、其能ふと答へたる者全數の八分の七なりしかば遂に之を實行したるに箇數賃銀を得る者の生産高の如きは以前と同額以上に増加し、又時間賃銀を得る者の生産高は以前の如くなり得たりしと云ふ事實を聯

想せば、生産の多寡の如きは其時間の長短にもよるならんも、亦其注意の深淺に依ること甚だ大なるものなるが故に、雇主雇人との間に意思の疏通するものあれば、雇人は決して甚だしき無責任の行爲を敢てせざる可く、隨て労働時間を減少して其生産高を減せざるが如き方法も比較的容易に行はるゝに至る可し。

此の如き立憲的經營法に依りて最も便宜を得る例は雇人に罰を加ふる場合にあり、夫れ職工等が重大の失態を演じ又は不正の行爲をなす等の場合に當たりて之に罰を加ふるは勿論として、其他些細の失態と雖も精巧なる機械を使用する工場に於ては其影響の及ぶ所大なる可きが故に、之等は皆相當の罰金刑に處するの要ありと雖も、雇主が專斷に之を課するに於ては自然に彼等の反抗心を喚起し、故なく不快の念を懷かしむるの恐れあり、然るに之を所謂議會に提出し犯人の仲間より選出したる委員の裁決に委するに於ては、彼は快く之に服す可く、夫れにも拘はらず仲間の處分を不快とするに於ては其工場を去るより外に道なきに至る可きなり。

47 以上立憲政體が如何によく工場の經營法に應用され又如何に大なる効果を生

48 歩可きかを述べたれども、尙此外に職工をして自治を行はしめ、雇主が智力と資力とを以て之を誘動するに於ては其效又一層大なるものある可し、即ち職工をして共濟基金を作らしめて病者負傷者に扶助を與へ、其不足なる際には雇主自から多少の贖金を行ふこと恰も天災の場合に皇室が下賜金を行ふが如くになし、又老者、寡婦、遺兒等に對しては官廳の恩給の如く充分なるを得ずとも之に相當の扶助を與へ又貯金の如きは雇主が其預入れの世話をなして最も有利なる貨殖法を行はしめ或は事情已むを得ずして前借を請求する者に對しては議會の詮考を待ちて之に無利子の貸金を行ふ等、行政上の自治體の組織を多少之れに應用するに於ては立憲的工場經營法は益々完全の域に近づくものなりと云ふ可きなり。

雜 錄

英國憲法上に於ける國

王の地位 (其一)

小倉 和市

ブラツクストーンは曰く「英國憲法上に於ては國權運用上の統一、確實及び敏活を期するが爲め行政權を單獨機關の掌中に委したり。之れ頗る賢明なる組織なり。故に英國々王は單に國家の首長たるに止まらず、實に其最高官憲にして他の一切の大小官吏は皆國王の委任により絶對に之に服従して行動するに過ぎず」と。

グラッドストーンは曰く「大蘇藩々として金殿に向ひ、百官之に扈從するの威容は眞に優麗にして且つ莊嚴の極なりと雖も、單に之を以て歐洲中最も古く且つ恐らく其基礎最も牢固にして國民の尊崇を受くること最も深き一王國の統治組織中に潜

在する意義及び權力を忖度せんとするは非なり。英國に於ける國王の行動希望及び模範は悉く皆一の實力なり。國王は永久忠實に憲法の根本要件を擁護する者として舉國の尊崇と愛慕とを受くるものなり」と。

英國憲法の最も精密巧妙なる分析者の一人として知らるゝウォルター、バジエオット氏は四十五年以前、女王が國會の協贊を経ずして專斷し得る事項」と題して法理上王位に屬する權力の一部を論じ、大に當時の國民を驚かせたり。氏の所言は爾後殆んど千古不拔の眞理の如く看做さるゝものにして、國法の研鑽に従事する者に取りては毫も珍奇なる所なしと雖も今試に其一節を摘示せん。

女王は陸軍を解散し(國法上に於ては女王は一定數以上の兵員を募集することを得ず)、全軍司令長官以下の將校を免ずることを得。女王は又悉く海兵を解役し、一切の艦船及び海軍々需品を賣却することを得。加之女王はコーンウォールを犠牲に供して媾和條約を締結し、英國本土